

○綾部市広報紙広告掲載要綱（平成17年綾部市告示第9号）

綾部市印刷物等広告掲載要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、綾部市が作成する印刷物等に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告主）

第2条 広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 事業を営む個人、法人又は団体
- (2) その他市長が必要と認める者

（広告媒体）

第3条 広告を掲載することができる印刷物等（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報紙
- (2) ホームページ

（掲載基準）

第4条 広告は、次に掲げる基準を満たすものとし、かつ、綾部市広告審査委員会（以下「委員会」という。）が掲載を認めたものとする。

- (1) 市民の生活文化に役立ち信頼を得るもの
- (2) 地域社会に貢献するもの
- (3) 他を中傷し、誹謗し、又は名誉を傷つけないもの
- (4) 関係法令に反しないもの

（広告の規格等）

第5条 広告の1枠の大きさは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 広報紙 おおむね縦4.5センチメートル、横6センチメートルとする。

- (2) ホームページ 縦60ピクセル、横183ピクセルとする。

2 広告主は、掲載位置の指定をすることができない。

3 広告図案は、広告主が作成するものとする。

（掲載期間）

第6条 広告の掲載期間は、原則として1年又は半年とする。

（広告掲載料）

第7条 広告掲載料は、1枠につき1か月当たり5,000円とする。

（掲載の申込み等）

第8条 広告主は、市長が指定した期日までに、綾部市印刷物等広告掲載申込書（別記様式）に広告図案を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、委員会の審査を経て掲載の可否を決定

し、速やかに広告主に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた広告主は、市長と契約を締結しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月23日から施行し、改正後の綾部市印刷物等広告掲載要綱の規定は、平成31年度の広告から適用する。

別記様式（第8条関係）

年　月　日

綾部市長 様

住 所

申込者

法人名等

連絡先	所 属 等	
	担当者名	
	電話番号	
	E メール	

綾部市印刷物等広告掲載申込書

綾部市印刷物等広告掲載要綱第8条の規定に基づき、次のとおり広告掲載を申し込みます。

1 広告媒体 広報紙 ・ ホームページ

2 期間 年 月から 年 月まで

3 料金 金 円

4 内容

図 案 (広告内容)	
---------------	--

5 リンク先のホームページアドレス（ホームページに掲載の場合のみ）

--